

付録 A 食品添加剤の使用規定

A.1 表 A.1 は、食品添加剤の使用が認められる品種、使用範囲及び最大使用量又は残留量について規定している。

表 A.2 は、表 A.1 で例外とされた食品番号に対応する食品の類別について規定している。

A.3 表 A.1 中の食品添加剤は、規定の使用範囲及び最大使用量に従って使用すること。例として、ある食品添加剤をある食品類別で使用することが許容されているとき、別途規定が無い限り、この食品添加剤は当該食品類別に属する全ての類別の食品で使用することが許容される。下位食品類別と上位食品類別において、同一食品添加剤の最大使用量に関する規定が一致しない場合、下位食品類別の規定を順守しなければならない

A.4 表 A.1 に列挙されている同一機能で、かつ最大使用量の数値を持つ食品添加剤（同色の着色料、保存料、酸化防止剤に限る）を混ぜ合わせて使用する場合には、それぞれの使用量のその最大使用量に占める割合の和が 1 を超えてはならない。

A.5 表 A.1 には、食品用香料及び食品工業用加工助剤として使用する食品添加剤に関する規定が含まれていない。

A.6 上述の各表中の「機能」欄については、当該添加剤の主な機能が示されており、参考として提供されている。